

香取市債権管理条例（案）

1. 条例制定の趣旨

債権管理とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続きを言い、債権発生時に行う納入の通知や台帳の作成・管理、滞納となった場合の督促や徴収手続きなどを指します。債権管理を適正に行うことは、市民負担の公平性の確保と健全な財政運営につながります。

本市では、年々増加する各種滞納（未納）債権の減少に取り組むため、平成30年4月に各債権所管課の徴収事務に関する支援等を行う債権管理課を新設し、これまでの市税に対する徴収事務を行うとともに、全庁的な債権管理体制の構築を進めています。

今後は、各債権所管課による法令等に則った適正な債権管理を徹底し、収納率向上のための各種対策を講じていく予定ですが、現状として、徴収不能な債権の整理などの課題が存在します。特に、私債権等については、消滅時効において債務者による時効の援用を要することなどの理由から、機動的な対応が難しく、効率的な管理手続きの検討が課題となっています。

こうした課題に的確に対応し、債権管理の適正化と回収の効率化を一層図るため債権管理条例を制定します。

2. 対象債権

市が保有するすべての債権を対象とします。

3. 条例の基本的な考え方

- ・法令及び条例の規定に基づき、適正な債権管理と効果的・効率的な債権回収を行います。
- ・債権管理に必要な管理台帳を整備することを定め、他の債権所管課が保有する個人情報を厳格な要件のもと利用できるようにします。
- ・納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法令及び条例に基づき対処することを基本姿勢とします。
- ・非強制徴収公債権及び私債権について、債権管理を続けても事実上回収できる見込みがないものについては、限定的に放棄できる規定を設け、債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できるようにします。

4. 条例案の内容

（1）目的

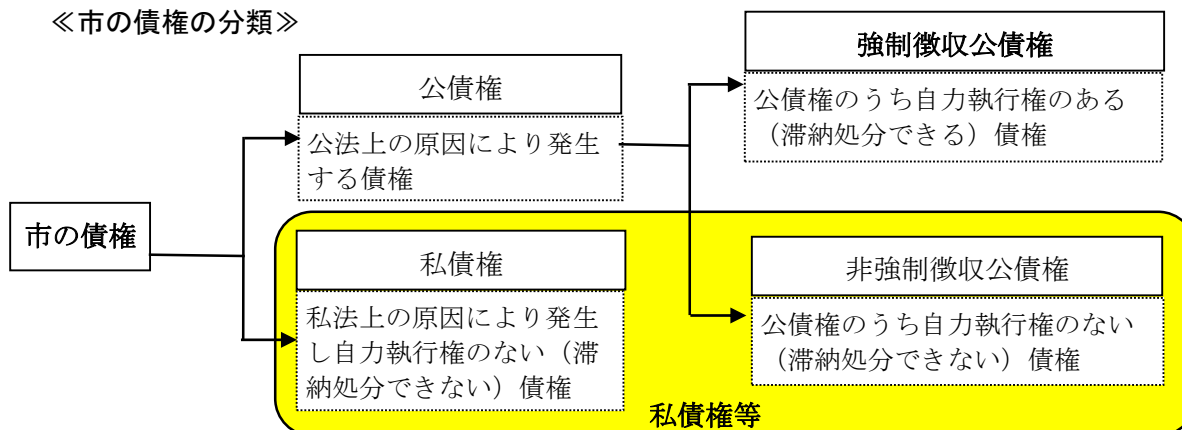
債権の管理について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化と回収の効率化を図り、もって公正かつ公平な市民負担を実現することを目的とします。

（2）定義

条例で使用する用語について、条例上の意味を定めます。

- ・「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利を指します。
- ・「市の強制徴収公債権」とは市の債権のうち、自力執行権を有する債権を指します。
- ・「市の私債権等」とは市の債権のうち市の強制徴収公債権を除いたものを指します。
- ・「債権の管理」とは市の債権の賦課、督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、及び履行期限の延長その他の市の債権の管理に関する事務、並びにその判断を指します。

《市の債権の分類》



※市の債権の具体例

- ・ 強制徴収公債権 …… 市税、介護保険料、保育料等
- ・ 非強制徴収公債権 …… 農業集落排水使用料、空家法に基づく略式代執行費用等
- ・ 私債権 …… 水道使用料、学校給食費等

(3) 他の法令等との関係

債権の管理については、法律や政令、市の他の条例や規則等に特別な定めがある場合を除き、この条例により統一的な事務処理を行います。

(4) 市長の責務

市の債権を適正に管理することとして、法令等の規定により徴収を行うことはもとより、不納欠損処理も含めて適正な債権管理を行うことを市長に義務付け、市を挙げて債権管理に臨む意思表示となっています。

そのために、債務者の収入状況や滞納理由を的確に把握した上で納付交渉を行い、債務者の状況に応じた督促、強制執行、徴収停止等の適切な措置をとります。

(5) 台帳の整備

適正な債権管理を行うためには、債権に関する正確な記録が必要で、そのための債権管理台帳の整備を義務化します。

(6) 情報の利用

債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、市が保有する債務者に関する情報を関係課で利用することができることとします。

市が保有する情報に関しては、広く一般的に、地方公務員法上の守秘義務が課せられています。特に、市税に関する情報については、更に厳しい地方税法上の守秘義務が課せられています。さらに、香取市個人情報保護条例による個人情報の保護もなされています。

この債権管理条例に基づき、香取市個人情報保護条例が制限する情報の利用が可能となり

ます。また、地方公務員法が秘密としている債務者の氏名や住所などの情報を共有することが可能となります。ただし、地方税法が秘密にしている税務調査によって得られた情報については、私債権や非強制徴収公債権に利用することが原則認められないことから、やむを得ない場合を除き、本人からの同意を得て利用するものとします。

(7) 債権の放棄

私債権や非強制徴収公債権について、要件を限定して放棄できる旨を規定します。また、これにより債権を放棄した場合は、議会に報告することとします。

債権は全額回収することが原則です。しかし、徴収努力を尽くしても、なお徴収できる見込みがないときは、適正な債権管理を妨げる要因となるため、債権を放棄することができることとします。

債権放棄が可能なものとして、次の要件を検討しています。

- ①当該債権につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)
- ②債務者が死亡し相続人の有無が不明である場合、又は債務者の所在、生死が不明な場合において、債務者に財産がないとき、又は財産の価額が相続財産管理人、若しくは不在者財産管理人選任のための費用等回収に要する費用、及び当該債権に優先する債権の合計額に満たないと見込まれるとき。
- ③債務者である法人が解散した場合、又は本店及び支店所在地に当該法人が存在せず、かつ活動実態が確認できない場合において、債務者の財産がないとき、又は財産の価額が強制執行の手続費用及び当該債権に優先する債権の合計額に満たないと見込まれるとき。
- ④破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れた場合において、債務者に履行の意向があると認められないとき。
- ⑤債務者が生活困窮状態（生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- ⑥強制執行又は債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- ⑦徴収停止の措置をとった場合において、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお無資力等で履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- ⑧当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

5. 今後のスケジュール

お寄せいただいたご意見に対して市の考え方を整理し市のホームページで公表します。その後、本年 1 2 月開催の市議会に条例（案）を提案し、その議決を経て、来年 4 月 1 日から施行する予定です。